

令和5年第1回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和5年1月13日（金） 午前9時30分から午前10時40分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏
教育長職務代理者 小出正文
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
教育委員 中田めぐみ

欠席者 なし

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司
教育参事 小出泰司
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 栗山直樹
教育専門員 小坂井美衣
学校教育グループ長 菊地智行
書記 学校教育グループ 川原美香

4 傍聴者 1名

5 議題 日程第1 前回会議録の承認
日程第2 教育長の報告
日程第3 付議案件
(1) 議案第1号 令和5年度全国学力・学習状況調査への対応について
(2) 報告第1号 令和4年度末・令和5年度初めの学校行事の割振りについて
(3) 報告第2号 令和5年度豊山町教育委員会年間行事計画表について
(4) 報告第3号 第4回豊山町中学校制服検討会議の報告

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和5年第1回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和4年12月2日に開催いたしました令和4年第12回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第12回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 令和5年最初の教育委員会会議であります。今年もよろしくお願いたします。小中学校の3学期も順調にスタートいたしました。事務局では、来年度に向けた予算編成作業が佳境に入っています。重点事業として中学校改築や小学校のトイレ環境の改善、社会教育センターの改修などの施設関連をはじめ、ICT支援員の配置や部活動の地域移行に向けた取組などを進めたいと考えています。

さて、年末年始に偶然、壺井栄原作の「二十四の瞳」をドラマ化したテレビ番組を拝見しました。最近では珍しく、静かに丁寧に言葉を大切に紡いでいくドラマでした。先の大戦末期の時代に学校現場に様々な統制があり苦悩する教員の姿がよく描かれていました。子どもたちの考え方に教育が深く関わっていた、重い状況も巧みに描かれていました。

こうした苦い経験の反省の上に現在の教育制度があるのですが、近年、ややもするとこの趣旨そのものが曲がり角に来ているような事案に出会うことが多くなったように思います。

教育の政治的中立性、継続性と安定性を基本理念として、子どもたちへの教育の機会均等を軸とした教育委員会制度の趣旨を今一度確認しながら、ひとつひとつの仕事を着実に進めていく必要があるだろ

うと思います。

- 事務局長： この間の事業報告をいたします。
- 1 2月2日に、町内校長会議を行いました。
 - 1 2月4日に、少年野球教室を開催しました。
 - 1 2月20日に、第4回豊山町中学校制服検討会議を開催しました。後程、報告第3号でご説明します。
 - 1 2月27日に、第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会豊山町代表選手表敬訪問がありました。
 - 1月4日に、豊山町二十歳の集いを開催しました。
 - 1月11日に、町内校長会議を行いました。
 - 1 2月5日から1 2月16日まで、豊山町議会第4回定例会がありました。教育委員会に関する質問についてご報告します。

【一般質問の内容を抜粋して説明】

【日程第3 付議案件】

- 教育長： それでは、付議案件に入ります。
- 「議案第1号 令和5年度全国学力・学習状況調査への対応について」、事務局から説明をお願いします。
- 教育参事： 一説明一
- 教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。
- 小出委員： 一部の学校では、このテストのために準備をしたという話を聞きます。文部科学省からは、テストのための対策はやらないように言われていますか。
- それと、英語のスピーキングについて。普段の授業で、人に対してではなく機械に向かって話したり、電話で話す指導をしていますか。
- 教育参事： 基本的にはテストのための指導はしておらず、町内の学校にも、そのような指導をしないように伝えています。
- 普段の授業では、対面でのやり取りをしています。タブレット端末を使用している可能性はあります。
- 小出委員： 機械に向かって話すことが初めてだと、事前に練習をしておくとうちが良いと思います。
- 教育長： 5分で言語能力を見ることは難しいと思います。身振り手振りで表現をすることもあります。
- 鈴木委員： 5年、10年先の共通テストの姿を想像しました。どんなことをするのか興味があるので、ぜひ受験してみたいです。
- 用意された原稿を読むのではなく、相手の問いに対して答えるので

あれば、意味があると思います。詳細な情報がわかったら、教えてほしいです。

後藤委員： タブレットに質問が表示されて、それに対して答えるものなのか、教育委員会として、どこまで情報をつかんでいますか。

教育専門員： 詳しい情報は、まだわかりません。

後藤委員： 生徒によっては、すぐに言葉が出ない子もいます。時間切れで最後まで行けない子がいないか心配です。

教育長： 隣の人の声が聞こえないかも心配です。

教育参事： 隣の人と間隔を空けなければならないため、体育館でやるしかないと思います。

中田委員： 2月のテストで不具合はわかると思いますが、ネットで検索をするときに、スマホに話しかけても、なかなか聞き取ってもらえないことがあります。うまくできるのか不安です。

採点は誰がやりますか。

教育参事： 採点をするのがAIなのか委託業者かはわかりません。

教育長： 3年程前にリスニングテストをやりましたが、機械の不具合があったりうまくいきませんでした。今回もそうならないかが心配です。

学力テストの前に模擬テストをやって、対策をする学校があります。文部科学省は、都道府県や市町村別で結果を公表していますが、競争を煽るような報道等は控えてほしいと思います。

過去に学力テストに参加しない自治体がありましたので、今はこのように教育委員会会議に諮り、テストに参加しています。

議案第1号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長： 議案第1号は原案どおり可決されました。

続いて「報告第1号 令和4年度末・令和5年度初めの学校行事の割振りについて」、事務局から説明をお願いします。

教育参事： 一説明一

教育長： 参考までに、町長からは、お祝いの言葉を書面でいただく予定をしております。今年度は、教育委員の方の参加は不要ですので、ご理解ください。

続いて「報告第2号 令和5年度豊山町教育委員会年間行事計画表について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 一説明一

教育長： コロナの影響で、学校訪問の機会が少なく、申し訳なく思っております。生涯学習課の事業も同様です。

最近は、以前よりも制限が緩和されているため、今お願いした行事以外にも、教育委員の方にご足労をお掛けすることがあるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

続いて「報告第3号 第4回豊山町中学校制服検討会議の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： —説明—

教 育 長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

中 田 委 員： アンケート結果の子どもからの意見で、「お下がりがあるから、制服を買えない。」という意見がありました。保護者にも経済的問題が見受けられるため、格差が出ないようにしてもらいたいです。

学校教育課長： 現在の制服が4万円程なので、同程度になるようにするつもりです。また、就学援助制度がありますので、広く周知をしていきます。

中 田 委 員： 各家庭の事情もあると思いますが、就学援助制度は、収入によりますか。

学校教育課長： 基本的には収入で審査しますが、コロナの影響で収入が激減した場合は、状況を個別に確認させていただいています。

後 藤 委 員： アンケート結果について。パーセントとして割合を出すだけでなく、分析結果を調査報告書としてあげても良いと感じます。

また、反対が1割あることに対し、どういう対応策が取れるのかを考えるきっかけにすると良いと思います。保護者からの反対が15%くらいあります。否定的な意見を持った方が100人くらいはいるということになります。

経済面に対する意見が多い印象です。私の周りにも、上の子から下の子へのお下がり期待していた保護者がいたり、4月から中学1年生になる子どもの保護者からは、1年しか着られないことに悩んでいる方がいます。子どもは、新しい制服を着たいそうです。難しいかもしれませんが、何か配慮ができると良いと思います。

今後のスケジュールで気になったのが、デザイン総選挙についてです。3案を出して投票すると思いますが、総選挙の結果が僅差だったときにどうするのが気になります。最後の判断を校長の裁量にすると、選ばれなかった方の意思を尊重していないと思われてしまいます。後のトラブルを避けるためにも、最終的な決定方法を検討会議で事前に決めた方が良いでしょうと感じました。

教 育 長： 総選挙と書いてあるため、決定権があるように勘違いされてしまうかもしれません。最終的な決定権は校長にあります。

後 藤 委 員： 選挙にするなら、あらかじめ、多数決や何割取れなければ再選挙と

する等、決定方法を決めたほうが良いと思います。ご検討ください。

鈴木委員： 経済的に新しい制服を買えないことで、いじめにつながらないかが心配です。

今の若者には、古着の文化が浸透してきています。新しい制服では難しいかもしれませんが、ご意見にもあるように、レンタルやリサイクルの仕組みをうまく利用できると良いと思います。

後藤委員： どこまでを制服として指定するのかまだ決まっていらないのであれば、中のシャツを自由にできると、成長に合わせて変えられますし、気候にも合わせやすいです。

体操服はポロシャツですか。

中田委員： Tシャツにハーフパンツです。

教育長： 節目節目で教育委員の方の意見を聞くようにしましょう。

他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教育長： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

教育参事： 事務局から報告をさせていただきます。

—報告事項（前回の定例会の質問の回答）—

前回の会議で後藤委員から質問をいただきました、中学校のいじめの件数が減少している理由についてです。

令和2年度は、コロナによる休校があった年ですが、全生徒対象に行っているアンケート結果に基づいて報告しました。

令和3年度は、アンケート結果に加えて、校内のいじめ不登校対策委員会であがった件数に基づいて報告しました。中学校から町教育委員会に毎月報告している件数と一致しているため、誤りはありませんが、減った理由はわかりません。

—報告事項— 事務連絡（総合教育会議について）

—報告事項— 事務連絡（教育委員と校長の懇談会について）

学校教育グループ長： —連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

教育長： その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。

（発言なし）

閉会の宣告（午前10時40分）

教育長： ご発言もないようですので、これをもちまして、令和5年第1回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和5年第1回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和5年1月13日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- | | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| (1) | 議案第1号 | 令和5年度全国学力・学習状況調査への対応について |
| (2) | 報告第1号 | 令和4年度末・令和5年度初めの学校行事の割振りについて |
| (3) | 報告第2号 | 令和5年度豊山町教育委員会年間行事計画表について |
| (4) | 報告第3号 | 第4回豊山町中学校制服検討会議の報告について |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第1号

令和5年度全国学力・学習状況調査への対応について

令和5年度全国学力・学習状況調査に下記のとおり対応することについて、議決を求める。

令和5年1月13日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

記

令和5年度全国学力・学習状況調査に参加する。

提出理由

この案を提出するのは、文部科学省の通知に基づき、調査への参加の方針を定める必要があるからである。



4文科教第1204号
令和4年12月7日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
殿

文部科学事務次官
柳 孝

令和5年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和4年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて中学校調査において英語を実施すること
- ・中学校英語「話すこと」調査及び一部の学校における児童生徒質問紙調査について、端末を活用したオンライン方式により実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。
- (イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。
- (イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。
- (ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する調査は、ICT端末を活用し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を用いたオンラインの音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度については、特例的な措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 英語に関する調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (2) 期間内実施校の英語「話すこと」に関する調査の結果については、参考値として当該学校とその設置管理者、所管する都道府県教育委員会に提供することとし、公表は行わない。
- (3) やむを得ず、ICT端末を活用した調査の実施が困難な学校については、設置管理者の判断により学校単位で英語「話すこと」に関する調査を実施しないこととすることができる。その場合においても、「話すこと」に関する調査及び調査結果を活用した教育指導等の改善が行えるよう、期間内実施校の調査実施後速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果については、7.（2）に記載のとおり別途取り扱うこととする。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果のうち期間内実施校の結果が含まれるものについては参考値として提供する。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

① 当該学校全体の状況

② 各学級の状況

③ 各児童生徒の状況

④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は

当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
 - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
 - ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
 - ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育

活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこととする。

イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について

は、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）や個人情報保護法に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日水曜日以降4月28日金曜日まで（英語「話すこと」に関する調査については5月26日金曜日まで）に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、児童生徒の活用するICT端末等を用いたオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で4月10日月曜日以降5月16日火曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。ただし、中学校英語「話すこと」については、期間内実施校の調査期間の最終日である5月26日金曜日までは調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表しない。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和5年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和5年4月18日(火)。ただし、英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校については、4月19日(水)から5月26日(金)までの間で文部科学省が指定した日に実施する。

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

＜英語「話すこと」に関する調査の当日実施校の場合＞

	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)	英語 「話すこと」

＜英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校の場合＞

	1時限目	2時限目	3時限目	
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

文科省指定日	英語 「話すこと」
--------	--------------

＜補足＞

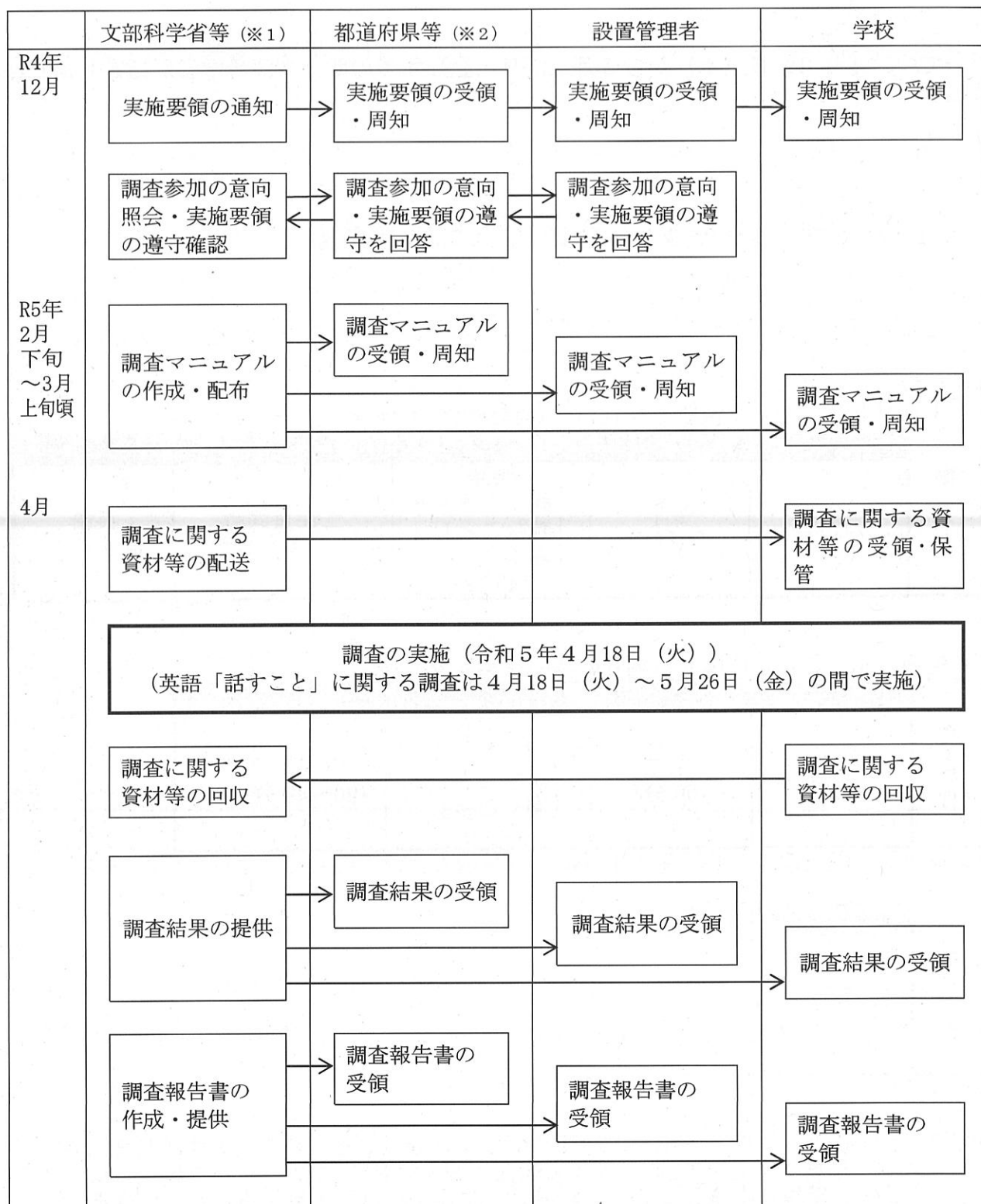
※英語「話すこと」に関する調査の所要時間は、5分(準備や移動に要する時間を合わせて15分)程度である。なお、当日実施校においては、調査対象の生徒数によって、ネットワーク環境を考慮して5、6時間目に生徒を分けて実施することもできる。

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(水)から4月28日(金)まで可能である。

※児童生徒質問紙調査については、一部の学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いて実施する(実施期間は4月10日(月)～5月16日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目(2問程度)も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

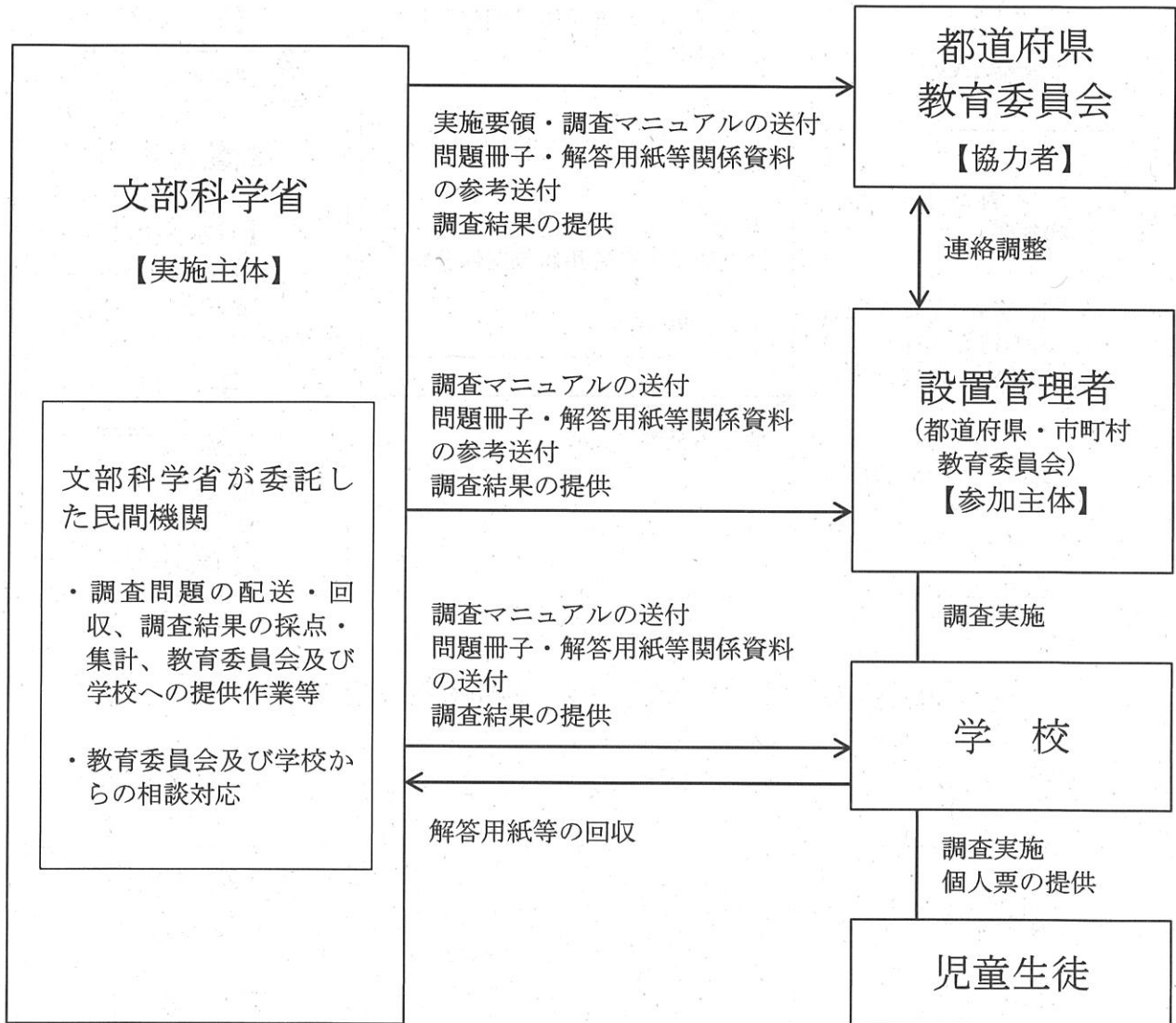


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

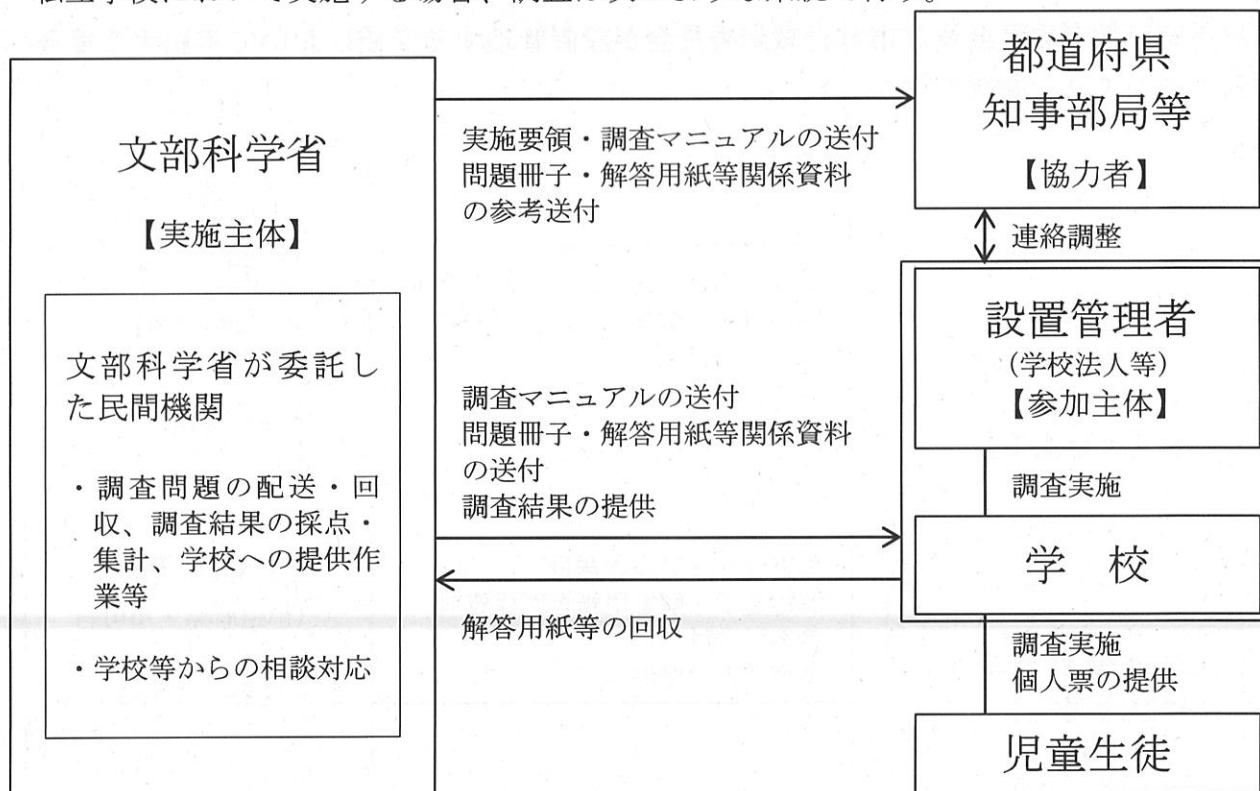
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



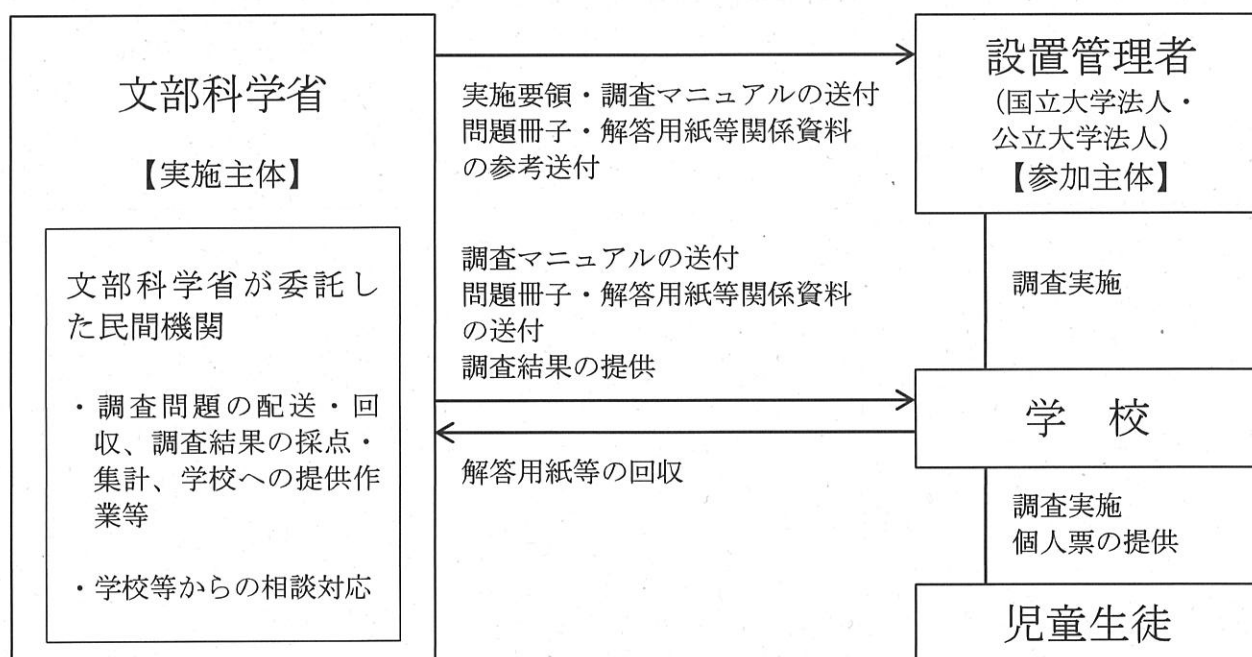
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分※3					
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-	
8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
8.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表する。

報告第1号

令和4年度末・令和5年度初めの学校行事の割振りについて

令和4年度末・令和5年度初めの学校行事の割振りについて、別紙のとおり報告いたします。

別紙

令和4年度末・令和5年度初め 学校行事の割振り

令和4年12月開催の町内校長会議にて協議の結果

令和4年度 卒業式	中学校	3月 7日 (火)	開式	午前9時30分	体育館
	小学校	3月20日 (月)	開式	午前9時30分	講堂又は体育館
	式典時の服装：略礼服 令和4年度、来賓は参加せず				

令和5年1月開催の町内校長会議にて協議の結果

令和5年度 入学式	中学校	4月 7日 (金)	開式	午前9時30分	体育館
	小学校	4月 6日 (木)	開式	午前9時30分	講堂又は体育館
	式典時の服装：略礼服 令和5年度、来賓は参加せず				

令和5年度 PTA総会	中学校	4月24日 (月)			体育館
	小学校	4月27日 (木)			講堂又は体育館
	服装：平服 令和5年度、来賓は参加せず				

報告第2号

令和5年度豊山町教育委員会年間行事計画表について

令和5年度豊山町教育委員会年間行事計画表について別紙のとおり報告します。

第4回豊山町中学校制服検討会議の報告について

第4回豊山町中学校制服検討会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和4年12月20日(火) 午後2時から
- 2 開催場所 豊山町役場2階 会議室1
- 3 出席者 委員：篠田弘男、竹内哲子、中川真介、千田秀樹、松永千鶴、池原拓、木野太一、荒尾竜也、横田康宜、太田真理子、平野真紀子
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司教育委員会事務局長、小出泰司教育参事、井戸茂治学校教育課長、小坂井美衣教育専門員、菊地智行学校教育グループ長、山永五香学校教育グループ主任
- 4 欠席者 委員：近藤良江
- 5 議題 (1) アンケートの結果について
(2) 今後の進め方について
(3) その他

6 議事内容【抜粋】

(1) アンケートの結果について

児童生徒及び保護者に依頼したアンケート結果及び生徒会ヒアリング結果について事務局から説明を行った。また、新制服はブレザータイプとすることを確認した。

(主な意見)

- ・生徒会ヒアリング結果に夏のスカート生地が薄くて透けるという意見があるが、大きな問題ではないか。
- ・既存の制服と新制服、どちらを着ても良い運用だとしても、経済的に新しい制服が買えないことでいじめ等につながるといけない。

(2) 今後の進め方について

制服の販売方式は、複数メーカーが参入できる併売方式とすることを確認した。また、新制服の共通仕様書を作成するマスターメーカーを選定する審査会について事務局から説明を行った。